

## 令和6年度 公正入札調査会議議事概要

開催日及び場所	令和7年3月12日（水） 13:30～15:30 防衛省庁舎D棟7階会議室		
委員	会長 楠 茂樹（上智大学法学部国際関係法学科教授） 会長代理 中村 豪（東京経済大学経済学部教授） 委員 川尻 恵理子（ハロー法律事務所弁護士） （五十音順） 木下 誠也（一般社団法人社会基盤マネジメント研究所代表理事） 五艘 隆志（東京都市大学建築都市デザイン学部都市工学科准教授）		
討議対象期間	令和6年4月1日 ～ 令和6年12月31日		
討議対象件数	1,062件		
<b>1. 入札結果の事後的・統計的分析結果について</b>			
項目	建設工事、建設技術業務について		
意見・質問	回答		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不成立が発生し、その案件を再公告すると別の案件とスケジュールが重複することになり、発注が集中するが、発注予定は調整するのか。</li> <li>○ 不成立が続く状況の中で、再公告により発注のボリュームが大きくなり、さらに不成立が出て、雪だるま式に増えていく印象であるが、問題ないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当初から予定されていた計画と重複しないように、不成立になった案件の再公告日程を組むなど工夫をしている。</li> <li>○ 不調・不成立になった案件は、その要因を踏まえ、発注時期や発注ロットの見直しなどを行いながら再度入札公告している。また、再度入札公告に先立ち、更新した発注見通しを都度公表するとともに、建設業界へのPRや説明をしっかりと行うなどして、競争参加者を確保し、契約に結びつけている状況である。</li> </ul>		
報告事項	特になし。		

<b>2. 談合疑義案件の処理状況について</b>			
項目	工事	業務	談合疑義案件報告数
談合情報	0件	0件	0件
点検結果疑義	0件	0件	0件
意見・質問	回答		
	○ 報告案件なし。		

報告事項	特になし。
------	-------

3. その他	
項目	(1) 地方防衛局の入札監視委員会における共通意見・提言等の報告 (2) 令和6年度の不調・不成立について (3) 不成立案件に係る随意契約方式の事務手続について (4) 統計資料について
意見・質問	回答
<p><b>(1) 地方防衛局の入札監視委員会における共通意見・提言等の報告</b></p> <p>○ 特になし。</p> <p><b>(2) 令和6年度の不調・不成立について</b></p> <p>○ 建設コンサルタント業務は、不調・不成立後の対応が済んでいる割合が大きいのが、なぜか。</p> <p>○ 建設工事は、年度後半に発注が多くなることで参加者が少なくなってしまうのではないか。年度当初に工事を発注することは難しいのか。</p> <p>○ 建築一式での不調・不成立の発生割合が高いが、予定価格の積算にあたっては、民間のノウハウを活用しているのか。</p> <p>○ 東日本大震災の復興事業の時の復興係数のように、防衛省独自に不調不成立対策係数を設定して予定価格を嵩上げするなど、不調・不成立が発生しないように社会情勢を反映して予定価格を設定するよう検討されたい。</p> <p>○ 見積活用方式の適用の拡大により不調・不成立対策になるのではないか。</p>	<p>○ 建設コンサルタント業務は、概ね年度当初に発注手続が行われており、例えば、1回目の発注で不調・不成立になった場合は、その要因を踏まえ速やかに再公告しているため、年度の後半までには契約できるよう準備しているためである。</p> <p>○ ご指摘のとおり、年度の前半よりも後半の方が、競争環境は厳しい状況にあることから、早期に発注を行う考えであるが、設計と工事を同年度に発注する案件が多く、その場合は年度当初の発注は難しいものの、設計完了後、速やかな工事の発注に努めている。</p> <p>○ 積算支援業務を発注し、設計コンサルタント等が受注して積算を行っている。</p> <p>○ 国交省などの事例等を情報収集しながら、今後、当省においても取り入れられるかどうかを検討し、入札制度面からの改善に加えて、価格面からの改善にも努めてまいりたい。</p> <p>○ 見積活用方式の適用に努めており、一定程度の効果はあると考えている。</p>

<p>○ 1億円未満の工事は不調・不成立の発生割合が高いのはなぜか。</p> <p><b>(3) 不成立案件に係る随意契約方式の事務手続について</b></p> <p>○ 1者しか見積依頼先がない場合は、その1者に見積りを提出してもらい、その1者に決まるということになるのか、或いはその見積りの価格が折り合わない場合は別の者になるのか。</p> <p><b>(4) 統計資料について</b></p> <p>○ 承知した。</p>	<p>○ 入札参加を促進するため、基本的には大きなロットで発注する取組をしている一方、官公需法の趣旨を踏まえ、中小企業の育成のため、地元企業に向けて小規模の工事を発注しているが、技術者不足の影響から、それらが契約に至っていないものがある。</p> <p>○ 会計法99条2項に予定価格を変更することができない旨が定められているので、当初設定した予定価格を変えずに見積の提出に応じる者を選定し、見積書を徴取することになる。  なお、当然見積依頼相手方から示された金額が高過ぎるなどで価格が折り合わなければ、契約には至らないと考えている。</p> <p>○ 統計資料について、公表していくことを報告。</p>
<p>報告事項</p>	<p>特になし。</p>